

建設工事による

水質事故が発生しています！

①油の流出があった場合には、水道事業者等の利水者へ速やかに情報提供を行う必要があります。

(下流に水道取水口等がある場合には、取水停止等の措置が必要となります。)

②油等の水質事故が発生した場合には、主任監督員を通じて「水対協事務局」へ速やかに連絡をお願いします。

(水対協事務局より、水対協関係機関及び利水者等へ周知します。)

③事故発生・油流出を確認した事業者は、速やかに発注者(国・県・市町村)に連絡し、オイルフェンス・吸着マット等による拡散防止に努めて下さい。



【オイルフェンスによる拡散防止】



【吸着マットによる拡散防止】

日々のKY活動により、油の流出についても事故時の連絡体制・重機の日常点検・対策資材(オイルフェンス、吸着マット等)について、再度確認をお願いします。

■ 水質事故発生事例【バックホウが川に転倒し、グリース油が流出】

状況：敷き鉄板の施工中。鉄板を吊ったバックホウが旋回した際に、足場の土砂が崩れ、川へ転倒し、グリース油(少量)が流出した。



■ 問い合わせ先 ■

北上川水系水質汚濁対策連絡協議会 下流支局

江合川及び鳴瀬川水系水質汚濁対策連絡協議会

事務局：国土交通省 北上川下流河川事務所 管理課

TEL 0225-94-9852